

2015年12月1日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

**「財産四分法ファンド(毎月決算型)」(愛称:四分法)
投資顧問契約の解除について**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社が設定・運用しております「財産四分法ファンド(毎月決算型)」(愛称:四分法)の運用におきましては、現在、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社(以下、「MSAM」といいます。)との投資顧問契約に基づき、MSAMの投資助言を利用しております。今般、下記のとおり、MSAMとの投資顧問契約を解除することといたしましたのでご案内いたします。

今後も、当社が責任をもって投資信託約款の基本方針に沿った運用を継続し、商品性の維持・向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 現在利用している投資助言の内容

「財産四分法ファンド(毎月決算型)」(愛称:四分法)は、投資信託約款に定めた10種類の投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズであり、各投資信託証券の組入比率を原則として年1回見直しております。毎年7月に実施する当該見直しの際、MSAMとの投資顧問契約に基づく投資助言を利用しております。

2. 投資顧問契約の解除理由および解除時期、解除後の運用態勢

(1) 解除理由

先般 MSAM から、「今後、投資顧問業務に係る経営資源はグループ内プロダクトに集中させ、グループ外の投資顧問契約については基本的に縮小方針とした」ため、当社との投資顧問契約を解除したい旨申し出があったものです。

(2) 解除時期

2015年12月30日付で投資顧問契約を解除する予定です。

(3) 解除後の運用態勢

引き続き当社が責任をもって投資信託約款の基本方針に沿った運用を継続し、商品性の維持・向上に努めてまいります。

以上

※本書面は、「財産四分法ファンド(毎月決算型)」(愛称:四分法)の運用について、投資家の皆様にあらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするために作成したものです。よって、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。